

# 平成29年度宮城県津波対策連絡協議会会議録

平成29年10月作成

- 1 会議名 平成29年度宮城県津波対策連絡協議会
- 2 開催日時 平成29年10月12日(木) 午後3時から午後4時まで
- 3 開催場所 本町分庁舎(漁信基ビル)502会議室
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり。
- 5 概要 以下のとおり。
  - (1) 開 会 (宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)
  - (2) 挨拶 (会長:東北大学災害科学国際研究所 今村所長)
  - (2) 議事事項 (議長:今村会長)  
宮城県津波対策ガイドラインの改正案について(説明:宮城県危機対策課 佐久間課長補佐)
  - (3) その他
  - (4) 閉 会 (宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)

## 1 開会

【司会】(宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)

本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから「平成29年度宮城県津波対策連絡協議会」を開催いたします。本協議会は「情報公開条例第19条」に基づきまして公開することとなっております。

なお、本日傍聴者はおりませんので御報告いたします。

本日司会をいたします宮城県総務部危機対策課の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、今村会長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

## 2 挨拶

【会長】(東北大学災害科学国際研究所 今村所長)

東北大学の今村でございます。本日は、大変お忙しい中、この津波対策連絡協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。本日の議題は1点でございます。津波対策のガイドラインの改正ということでございます。今年2月にこの協議会を開催し、そのあと、さまざまなワーキング等で皆様に検討いただき、本日改正案が出たというところでございます。このガイドラインは平成15年に県で作られました。全国でも非常に注目されたものでございまして、当時の津波の対策のあり方、また、避難のあり方、これをまとめていただいたところでございます。当時宮城県沖地震の発生確率が国から非常に高い確率で出され、そのために県でも方向を出すということで策定をしていただいたところでございます。そのあと残念ながら2011年の東日本大震災を受けまして、多くの犠牲者、また、多大な被害が出ました。その後もこのガイドラインの改正、また、施設等の対策等が進み、対応いただいたところでございますが、昨年11月、福島沖で発生した地震、津波、幸い被害というのは大きくなかったのではありますけれども、避難体制においてはいくつか課題点もあった訳でございます。また、津波だけではなく、洪水に対して、岩手で、台風による被害もありました。それを受けて国は、内閣府、

国交省等でこの避難に関する、また、情報に関する策定をいただいたところでございます。そういうような状況、背景を踏まえて、今回県でも改正をするということでございます。本日大変厚い資料ではございますけれども、既に皆様方にも検討いただいたものを再度見ていただき、この改正を本日議論いただきたいと思っているところでございます。改めて県民の命を守る重要なガイドラインでございます。この点について御認識をいただき、活発な御意見をいただければと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

－以下議事事項－

### 3 議事事項

【司会】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

ありがとうございました。続きまして協議事項に入りますが、その前にお手元の資料を確認させていただきたいと思います。（資料確認省略）

それでは、協議事項に入ります前に、資料6の「宮城県津波対策連絡協議会設置要綱」をご覧いただきたいと思います。設置要綱の第5第2項の規定によりまして、「必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる」とされてございます。今年度、2回にわたり開催いたしました検討部会におきましてもオブザーバーとして御出席いただいております東北大学災害科学国際研究所の安倍先生に御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の方に入らせていただきますが、「設置要綱」第5第1項の規定により、議長は、会長が務めるとしてございます。これからの議事につきましては、今村先生、会長の方をお願いいたします。

【議長】（今村会長）

それでは、進めさせていただきたいと思います。皆様方に次第がありますので見ていただきたいと思います。

本日は先ほど言いましたとおり、議題は1点でございます。「宮城県津波対策ガイドラインの改正案」ということでございます。これについて事務局から先ほどの配付資料を使いながら説明をお願いしたいと思います。

【説明】（宮城県危機対策課 佐久間課長補佐）

宮城県危機対策課の佐久間です。私の方から説明させていただきます。改正案の内容に入ります前に、この改正に至りました経緯からお話しさせていただきたいと思います。

皆様のお手元にある資料5「宮城県津波対策ガイドライン改正スケジュール」を御覧下さい。昨年11月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応において、避難勧告等の発令にばらつきが見られたり、それから車避難による渋滞が見られたりなど、課題が明らかになりまして、本年2月1日に津波対策連絡協議会を開催させていただきました。その中で県の津波対策ガイドラインの見直しについて協議させていただきまして、見直し作業に着手したというのが発端になります。そのあと、協議会開催後に、改めて沿岸15市町に対して、昨年11月の津波に対する対応状況はどうだったのかと、照会をさせていただくとともに、協議会構成員の皆様、避難勧告等の発令について、国の発令基準と県の津波対策ガイドラインとの齟齬が見られましたので、これについて整合を図ることの可否についてどうかと、それから、現在の県の津波対策ガイドライン全体についての修正について、照会させていただきました。

その結果を踏まえまして、5月30日に第1回の検討部会を開催させていただきました。昨年11月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応についての課題の整理を行いますとともに、県ガイドラインの避難勧告等の発令基準については、国のガイドラインである「避難勧告等に関するガイドライン」と整合性を図るということと、それから、避難方法については「徒歩原則」を更に強調するなどの改正方針が確認されました。

これを受けまして事務局で改正案の調製を進めてきたところです。

事務局で改正案を取りまとめるに当たりましては、作成した改正案について、協議会構成員に意見照会を行い、提案いただいた意見を踏まえまして、微調整を行うとともに、沿岸15

市町の津波対策の担当課長会議を開催させていただき、そこで意見の集約を図りながら改正案を取りまとめたところです。

取りまとめました改正案につきましては、8月30日に開催されました第2回の検討部会に提案させていただきまして、内容について承認をいただくことができ、本日、協議会に改正案を提案させていただきました。

それでは、その改正案の内容について説明をさせていただきたいと思います。

その内容については、資料1から資料4までを使いまして説明させていただきたいと思います。まず資料1ですが、これは県のガイドラインの改正の概要になります。この中では「沿革」、「見直しの端緒」、それから「主な見直し事項」をまとめております。

次に、資料2につきましては、津波対策ガイドラインの改正後の全文になります。この中で朱書きになっている部分は改正の部分になります。

それから、資料3は、新旧対照表になります。新旧対照表は、3列になっておりまして、左から「改正案のページ」、「修正後」、それから「現行」となっております。新旧対照表の改正案のページにつきましては、資料2の改正案のページと連動しております。

資料4、これは、今回改正に当たりまして、引用させていただいた国のガイドライン、手引き等の抜粋になります。昨年11月の津波を受け、2月1日に協議会を開催して改正案の取りまとめに着手しましたが、その後、国の方でも、先ほど会長の方からもありましたように、岩手の洪水とかを受けていろいろなガイドラインなどが新しく策定されたり、改正されたりなどがあり、それらの参考にした資料の抜粋をまとめたものが資料4になります。

今回取りまとめました資料2の改正案につきましては、第2回検討部会後に、協議会の構成員全員に意見照会させていただきました。9月14日付けで意見照会させていただき、一部修正意見があり、それらの部分についての修正を行っております。

今回説明に入る前に、9月14日に照会した後に修正した部分について、お話しさせていただきたいと思います。

修正部分は2箇所ありまして、資料3を使って説明させていただきます。

なお、この修正意見の中には、誤植の指摘とか、言い回しの修正もありましたが、誤植や言い回しの修正については省略させていただきます。

それでは、資料3の22ページを御覧いただきたいと思います。左側の改正案のページでいきますと60ページの部分になります。内容は緊急速報メールに関する部分になります。この「なお、」書き以降の部分になりますけれども、今回の修正におきましては緊急速報メールに関する内容の一部不適な部分があるという御指摘がありまして、緊急速報メールに関する内容を一部整理するとともに、新旧対照表の3行目以降になりますけれども、メール本文にwebリンクや電話番号を入れて配信できないなどの利用制約があることなどを追記しております。

それからもう1箇所につきましては、資料3の33ページを御覧ください。左側の改正案ページの77ページの部分になります。これの②の部分になりますが、②の部分を少し下がってまいりますと、「避難行動要支援者名簿」という部分があります。この部分の4行目のアンダーラインを引いているところの「又は」以降になりますが、名簿を提供できる場合として、「名簿情報を外部に提供できる旨を条例で定めている場合等」を追記しております。皆様に意見照会した後に大きく直した部分はこの2点になります。

それでは、今回の改正案の概要について説明に入らせていただきます。

まずは資料1を御覧ください。資料1の「3主な見直し事項」になります。ここに今回の改正ポイントを記載させていただいております。改正のポイントにつきましては、(1)の「宮城県津波対策ガイドラインの改正」については、「○」で3点記載しており、3項目がポイントとなります。それから(2)の「資料編の作成」、(3)の「宮城県津波避難のための施設整備指針の廃止」、これが今回の改正のポイントとなります。

ここに記載されている順に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、はじめのポイントになります。3の「見直し事項」の(1)の「宮城県津波対策ガイドラインの改正」のまず1つ目の「○」になります。「津波警報・情報等に関する改正」です。これについては先ほどの資料3を使って説明させていただきたいと思います。資料3でいきますと5ページになります。5ページをお開きいただきたいと思います。左側の「改正案

のページ」でいきますと9ページ以降になります。この新旧対照表におきましては、図とか表を省略していますので少し分かりにくいところもありますが、資料2の9ページ以降でも確認できますので、そちらもご覧いただきながらお話を聞いていただければと思います。新旧対照表の現在の項目でいきますと「2. 10 気象庁による津波警報等の改善」、これを修正後の案としましては「2. 10 気象庁が発表する津波に関する警報・情報等」に改め、内容を再編成しております。

改正案については、仙台管区気象台から御提案をいただいたものですが、現在の津波対策ガイドラインは、平成26年1月に改正したものになります。当時は、東日本大震災を受けて、特別警報の創設とか、予想津波高の表示の変更とか大幅な改正がありましたので、それらの改正点を中心に記述したものになっております。これらの内容について、仙台管区気象台から、改正を強調する必要性はないのではないかとということで、内容を、従前よりも詳細な内容にしていただき、図とか表なども入れていただきながらですね、より分かり易い内容に再編成していただいたものになります。実際の図表については、資料2で見ていただくと分かるように、中身的にはより分かり易く表記されております。

次に、県ガイドラインの改正項目の二つ目になりますけれども、「避難勧告等の発令基準の改正」になります。これは、今回の津波対策ガイドラインの見直しの端緒のひとつにもなりましたが、国の「避難勧告等のガイドライン」と発令基準についてですね、一部整合がとれていないという部分がありまして、この部分について、国のガイドラインとの整合を図りまして、避難勧告等の発令は「避難指示（緊急）」のみにして、気象庁が発表する津波に関する警報等の津波高に応じた避難範囲を指定するという内容に改正するものです。

ちょっと順番は逆になりますけれども、資料3の9ページをご覧ください。改正案のページで20ページになります。これは「避難対象地域の指定」に関する改正で、修正後の案文の中の「3. 2 避難対象地域の指定」の四角い囲みの中になります。「避難対象地域を次により指定する」ということで、①としまして「津波浸水想定区域図等に基づき大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高に応じて指定する。」と改めております。下の「解説」の部分の2つめのブロックになりますが、国のガイドラインを引用しまして改正をしております。真ん中にある四角い箱の括りの中に「大津波警報・津波警報・津波注意報」について、それぞれその予想津波高に応じた範囲指定の仕方について、この中で考え方を示させていただいております。それから今お話しした部分の上の方になりますが、「なお」書き以降の部分ですが、「なお、津波浸水想定区域図が県から提供されるまでの間は、今次津波の浸水域等を参考に避難対象地域を指定します。」と追記しております。これは、県においてまだ津波浸水想定区域図の提供を皆様にできていない状況にありまして、これまでも皆様には、県が浸水想定区域図の作成ができるまでの間につきましては、東日本大震災の津波を基に、避難計画とかの対応をしていただきたいということでお話ししておりましたけれども、今までガイドラインに明記していませんでしたので、改めてガイドラインに明記させていただきました。

次に「避難指示（緊急）の発令」についての改正の部分についてお話しさせていただきたいと思います。同じく資料3の24ページから25ページになります。改正案のページでいきますと65ページになります。改正後の文面でいきますと、「3. 8 避難指示（緊急）の発令」になりますが、上の四角い囲みを御覧いただきたいと思います。黒の四角の部分になりますけれども、「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、次の場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。」と改めております。

今回の改正で参考とした国の「避難勧告等に関するガイドライン」につきましては、資料4に抜粋を載せておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。資料4の3ページになります。横にして見ていただきまして、国のガイドラインのページで43ページ、44ページと書いてある部分ですが、43ページの2つ目の項目で、「6. 3 判断基準の考え方」をご覧ください。まずは1つ目、「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。」とあり、先ほど話した改正案については、この部分を引用して改正させていただきます。

次に、2つ目になりますが「大津波警報，津波警報，津波注意報により，避難の対象とする地域が異なる。」という部分，これが最初に説明した発令範囲の指定の部分になりますが，この部分につきましては，資料4の縦にしたページの2のページ目，国のガイドラインのページでいきますと41ページ，42ページになりますけれども，「6. 1. 1 避難指示（緊急）の発令対象区域」という項目があります。発令対象区域の，先ほど説明しました県のガイドラインの20ページの改正部分につきましては，この部分を引用し改正をさせていただいております。

ただ，先ほど避難勧告等の発令については，避難指示（緊急）のみを発令するというお話しをさせていただきましたが，例外があります。

この国のガイドラインでいきますと，資料4の3ページ，国のガイドラインでいきますと44ページの上になります。「遠地地震の場合の避難勧告等」という項目があります。この部分の四角の囲みの中になりますが，遠地地震による津波につきましては，到達時間までかなりの時間を要することがありますので，ここの囲みの部分の最後の行になりますが，「避難準備・高齢者避難開始，避難勧告の発令を検討する」と記載があり，県のガイドラインにおきましてもこの部分を引用し遠地地震の対応について記載をさせていただいております。県の改正案につきましては，資料3の26ページになります。改正案でいきますと66ページの最後の部分になります。「4）遠地地震の場合の避難勧告等」というようなことで，先ほどの文面を引用し改正させていただいております。これが，県のガイドラインの改正の2つ目のポイントになります。

次に，3つ目の改正のポイントについてお話しさせていただきます。また資料1に戻っていただきまして，主な見直し事項（1）の3つ目の「○」になります。「指定緊急避難場所，避難経路等の指定・設定の改正」，「3. 4 指定緊急避難場所等，避難経路等の指定・設定」になります。ここで，3点について説明させていただきたいと思っております。

1つ目になりますけれども，津波避難ビルも含めた指定避難場所の指定要件に関する改正になります。国において，本年3月になりますが，「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が策定されております。それから，今年の7月ですが，国から技術的助言として，「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について」の通知が発出されております。これらを受けまして津波避難ビルも含めた指定避難場所に関する規定が整理されまして，県のガイドラインにおきましてもこれらに関連する部分の改正を進めてまいりました。

国の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の抜粋については，先ほどの資料4の7ページから記載しておりますし，それから，技術的助言の通知については，資料4の31ページから掲載しております。

資料4の31ページ，技術的助言の通知をご覧ください。こちらの資料も横にして見ていただいて，技術的助言の通知は，本年の7月5日に内閣府から発出されていますが，この通知の左側の1ページの下から3行目の「なお，本通知の発出に伴い，平成17年6月10日付けで公表した津波避難ビル等ガイドラインは廃止するものとします。」とあり，県のガイドラインでは，この「津波避難ビル等ガイドライン」を多くの部分で引用しておりました。なぜこのガイドラインが廃止になったかについては，分かりやすい表が，資料4の最終ページにつけてありますので，そちらをご覧ください。

上の図になります。上の図の中で「旧ガイドライン」というのが「津波避難ビル等ガイドライン」を示しております。構成が第1章から第6章までと，それから巻末資料でありましたが，先ほどお話しした「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について」という技術的助言の通知が発出されたと，今年3月に出た「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」が策定され，大部分がこれらに網羅され，関係規定が整理されたということで「津波避難ビル等に係るガイドライン」が，今回廃止になったということです。

これらを受けまして，今回，県のガイドラインの方の改正を行っております。

県のガイドラインの改正部分の具体的内容については，資料3の13ページを御覧ください。改正案のページでいきますと35ページになります。ここは「指定緊急避難場所の指定・設定」の項目ですが，解説の3行目のところですが「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の引用について明記させていただきました。

それから、同じく資料3の14ページを御覧ください。改正案のページで37ページになります。ここは「津波避難ビルの指定」に関する部分になりますが、津波避難ビルの指定に関する記述が、要件についてですが、この部分が今回の改正により整理されましたので、それを受けまして、例えば「3.4.2津波避難ビルの指定」の四角の囲みの部分の①の部分ですが、従前は構造要件として「RCまたはSRC構造であること。」という部分がありましたが、これが「津波に対して安全な構造であること。」と改正しております。また、解説の部分ですが、これにつきましても今回の改正を受けまして「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」や「技術的助言」の内容を引用し、資料3の14ページから15ページにかけて改正しております。

また、資料3の15ページ、改正案のページでいきますと37ページの部分の修正後の部分の3段落目の「なお」書き以降ですが、この部分につきましても、先ほどの避難範囲の指定のところでもお話ししましたが、県でまだ浸水想定区域図を示しておりませんので、「なお、津波浸水想定区域図・基準水位が県から提供されるまでの間は、今次津波を参考に浸水深に相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物とします。」と浸水想定区域図が提供されるまでの暫定の措置として記載させていただいております。

次に、「3.4指定緊急避難場所等、避難経路等の指定・設定」についての2つ目になりますが、津波ハザードマップに関する改正になります。これについては資料3の13ページを御覧ください。改正案のページで36ページになります。資料3の13ページから14ページにかけて記載されております。その中で「なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など『水害ハザードマップ作成の手引き』を参考に作成するものとします。」ということで新たに追記させていただいております。

国の「水害ハザードマップの手引き」については、資料4の5ページをご覧ください。「水害ハザードマップの手引き」につきましても、昨年4月に新たに制定されたものになります。国の「水害ハザードマップの手引き」のページでいきますと32と37と書いてあるページになります。左側の32と書いてあるページの上の四角い囲みの部分ですが、「市町村界に近い地域の住民にとって隣接地域の浸水状況がわかりづらい等の課題を生ずることから、住民等の生活範囲なども念頭に、市町村界の外側についても地図、浸水情報、避難場所等を表示する。」と記載されています。市町村界で切ってしまうと境界に住んでいる方々が境界を越えた部分が分からないということで、実際の生活状況を考えると、協会を越えた部分も記載した方がいいだろうということです。それからその隣の37ページについては、図3-3「浸水ランクによる色分け」という部分です。これまで浸水深に関する基準色というのがありませんでしたが、国の方から、閾値、浸水を示す範囲ごとに、基準の色が示されました。これらを受けまして、先ほど説明いたしました改正案を示させていただきました。

次に、同じく「3.4指定緊急避難場所等、避難経路等の指定・設定」についての3つ目になります。資料3の16ページを御覧いただきたいと思っております。改正案のページでいきますと41ページになります。上の段の「3.4.4避難の方法」になります。この部分におきましては、現行では、「原則徒歩とし、『徒歩による避難が可能な方は、自動車での避難しないことを』徹底する。」とありましたが、修正後の案としまして「『徒歩による避難を原則とする。自動車での避難しない。』を徹底する。」と更に強い言い回しに改正させていただいております。

これは、昨年11月の福島県沖の地震による津波で課題になりました自動車避難による渋滞、これに対する対応ということで、更に強調するような形に修正していくということで、皆様から、住民の方に周知していく上でも、より一層推進していくためにも強調した方がいいという意見があり、このような表現に改めたところです。

次の「ただし」書きになりますけれども、徒歩で避難が困難な方とか、安全な場所が遠くて徒歩で避難できない方とか、車で避難せざるを得ない避難者への対応というのも当然必要になってまいりますので、これらの対応については従前どおり、自動車避難を取り入れた課題の抽出とか検証を十分に行った上で対応していただくという部分についても今までどおり記載をしております。

県ガイドラインの主な改正のポイントについては以上になりまして、次に資料1に戻っていただきまして、資料1の3(2)「資料編の作成」になります。

今回、この改正作業に当たっては、意見照会や、検討部会等で議論させていただきながら改正案を取りまとめてきましたが、その中で皆様の意見の中に、例えば、地区の津波避難計画策定にあたっての事例集の要望とか、今回新たに追記した部分になりますけれども、避難の対象地区を新たに設定するといったときに、どのようにしたらいいかよく分からないというような意見もありまして、これらについては本ガイドラインとは別に、「資料編」として作成し、皆様の津波避難計画の作成の支援をしていこうということで進めていくことにしたものです。

それから、最後になりますが、同じく資料1の(3)、「宮城県津波避難のための施設整備指針の廃止」ですが、これは1の「沿革」をご覧ください。「平成23年度」の部分になりますが、この「宮城県津波避難のための施設整備指針」につきましては、平成23年度に作成されたものです。今回参考資料として皆様のところにも参考配付しておりますが、これにつきましては、震災後、復興に向けたまちづくりの中で、避難場所、それから津波避難ビル、それから避難路、避難誘導サインの検討というものを進めていただくというのが重要だろうということで、平成15年12月に策定しておりました県の津波対策ガイドラインの関係部分を抽出し、より分かり易いようにということで、この「宮城県津波避難のための施設整備指針」を策定しました。その内容は、当然、東日本大震災の経験を踏まえた上で作成しております。

その後、津波対策ガイドラインを、平成26年1月に全面改定していますが、実はこの26年1月の改正の際に、施設整備指針の内容について、全て盛り込んでおり、本来であればそのときに、施設整備指針を整理してもよかったのですが、今は、2つの指針があるという状況にあります。

今回のガイドラインの改正に当たり、施設整備指針の廃止について改めて意見照会をさせていただいて、廃止について照会したところ、廃止することについては支障ないという意見が得られましたので、今回廃止させていただくというものです。

説明は以上になります。

#### 【議長】(今村会長)

ただいま事務局からガイドラインの改正ですね、あともう1つは資料編を作る予定ですと、これについては追って御連絡をしていただくという予定です。また、施設整備指針の方はもう既にガイドラインに入りましたので廃止ということでございます。丁寧に御説明いただきましたのでその内容は御理解いただいたかと思えます。また、事前に皆様方からも御意見をいただきました。また、御指摘もいただきました。ありがとうございます。

今の時点で何か御質問またコメント等ありましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もしなければ、本日オブザーバーとして御参加いただいております安倍先生から、既に検討部会で入っていただいて、御意見等もいただいているところでございますが、ポイント等ございましたらお願いしたいと思います。

#### 【意見】(東北大学災害科学国際研究所 安倍助手)

東北大学の安倍でございます。皆様こんにちは。お疲れ様でございます。検討部会ですとか沿岸の課長様会議にも参加をさせていただきましたし、ガイドラインの見直しの作業のところ県庁の皆様と取り組ませていただきました。作業が始まりまして、国のいろいろな指針ですとかガイドラインが変わるという中での作業でしたので、皆様に何度も確認をお願いしたり、それから何度も御意見をいただいて修正の方向性を探りながら進めてきたところがございます。本当にたくさんの方々から御意見を頂戴したり、また、さまざまな御指摘を頂いたり、そういった情報を盛り込んだ末でのガイドラインの改正でございます。

私もその作業が始まってからいろいろなお聞きしまして知るようになったのですが、県内だけではなく、他県の防災の方面の方々も宮城県のガイドラインをこれまでよく御覧になっていただいたり、あるいは他県のいろいろな計画の中で参考にしていますよということもちらりとお聞きしました。それだけ皆様の取り組みと様々な情報が集まったものですので、無事まとまる方向になってひとつほっとしていますし、今年度特に新しい情報がたくさんでしたので、そうことを漏らさず盛り込むことができたところは、本当に皆様、それから県庁の皆様

のたくさんの方の御協力に敬意を表したいと思います。

ひとつだけ申しますと、避難ビルの関係が大きく変わったりしまして、現在指定されている津波避難ビルが大丈夫かなですとか、あるいは今後指定されるときにどういった検討が必要かというところは、国土交通省さんの資料にたくさん書いてありますのでよく見る必要があります。

今年度のガイドラインに盛り込みきれなかった、大改定をしなかったところは、今後の津波防災地域づくり法への対応だったり、津波災害の警戒区域が指定されていく中でいろいろな手続きだったり、対策の強化の部分になると思います。それは宮城県さんの浸水想定がこれから出てくるということになりますので、その作業もこれからになりますが、これで終わりということでもありませんで、まだまだ考えなければいけないところ、取り組みが必要なところはございますけれども、現時点の最新のもの、あるいは整理されたものにまとめることができましたので改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

#### 【議長】（今村会長）

ありがとうございました。それではそのほかはいかがでしょう。

私から1点でございます。今回震災から6年半が経ちまして、その後の改正、また、新たな策定を受けた形で今回まとめました。また何と言いましても福島県沖地震、また、津波の避難実態を受けてまだやはり課題が残ります。特に自動車の利用等でございます。それについて一歩踏み出した表現になっております。この点について、ぜひ皆様方からそれぞれの自治体の関係者の方にお伝えいただきたいと思っております。またそれが市民にも伝わって、今後の避難訓練であったり、いろんな検討の際に改めて見ていただきたいところでございます。いまだ余震も続いております。先日、青森のところでちょっと大きな地震があったかと思っておりますが、そのエリアは今後ですね、大きな地震、津波が起きる可能性があります。場合によっては北海道側も連動いたします。今、中央防災会議でも検討しております。残念ながらまだまだ地震、津波の危険性はあるというのを前提に、認識いただき、今回のガイドラインの改正を認めていただいた上で、また推進を図っていただきたいと思っております。また、今後この津波対策連絡協議会でもまた新たな課題等も取り上げさせていただいて、さまざまな御支援ができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

何かございますでしょうか。

もしなければ、さまざま検討いただきました、今回の宮城県津波対策ガイドラインの改正案を承認ということでよろしいでしょうか。

（承認）

どうもありがとうございます。

それでは、本日この1点が議題でございますので、これで議事の方を終了させていただきたいと思います。御協力いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、進行の方を事務局にお返ししたいと思います。

## 4 その他

#### 【司会】（宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐）

今村先生、議事進行の方ありがとうございました。また、皆様にも、宮城県津波対策ガイドラインの改正につきまして御承認いただきありがとうございました。

ただ今承認いただきましたので、本日から施行ということにさせていただきます。

それでは、最後に次第の「3その他」ですが、事務局からひとつお願いがございます。今後、資料編を作成していくこととなりますが、事例の収集等につきまして、皆様の方から資料の提供等、いろいろ御相談、お願いする場面が出てまいらうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、そのほかで何かございますでしょうか。

南三陸町さんどうぞ。

#### 【意見】（南三陸町危機管理課 村田課長）



南三陸町の危機管理課長村田でございます。資料編について資料を収集するということが、1回目の連絡協議会検討部会の時に、港からの漁船の船出しのルールのことを申し上げたと思いますが、今後資料編の中で、ぜひ船出しのルールについて検討いただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【司会】(宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)

ありがとうございました。そのほか、何か今のような御意見御要望等ありますでしょうか。それでは、今のような、いただいた御意見も踏まえながら進めてまいりたいと思います。

## 5 閉会

【司会】(宮城県危機対策課 遠藤副参事兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして「平成29年度宮城県津波対策連絡協議会」の一切を終了いたします。

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

以上